

金の密輸入に対する罰則強化（資料編）

平成29年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

関税法上の罰則規定

法条	罰則			一般的名称	主な対象物品
	懲役	罰金	併科		
108条の4	10年以下	3千万円以下	○	輸出してはならない貨物を輸出する罪	麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤 児童ポルノ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び育成者権侵害物品 不正競争防止法で輸出が規制されている物品 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤 指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。) 拳銃等、銃砲弾、拳銃部品 爆発物 火薬類 化学兵器用の特定物質 感染症予防法に規定する第一種病原体等 偽造通貨等 わいせつ物品 児童ポルノ 知的財産侵害物品 不正競争防止法で輸入が規制されている物品 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤 指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。) 拳銃等、銃砲弾、拳銃部品 爆発物
	10年以下	1千万円以下	○		
109条	10年以下	3千万円以下	○	輸入してはならない貨物を輸入する罪	児童ポルノ 知的財産侵害物品 不正競争防止法で輸入が規制されている物品 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤 指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。) 拳銃等、銃砲弾、拳銃部品 爆発物 火薬類 感染症予防法に規定する第一種病原体等 偽造通貨等 児童ポルノ 知的財産侵害物品 不正競争防止法で輸入が規制されている物品 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤 指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。) 拳銃等、銃砲弾、拳銃部品 爆発物
	10年以下	1千万円以下	○		
109条の2	10年以下	1千万円以下	○	輸入してはならない貨物の蔵置等の罪	児童ポルノ 知的財産侵害物品 不正競争防止法で輸入が規制されている物品 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤 指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。) 拳銃等、銃砲弾、拳銃部品 爆発物 火薬類 感染症予防法に規定する第一種病原体等 偽造通貨等 児童ポルノ 知的財産侵害物品 不正競争防止法で輸入が規制されている物品 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚醒剤 指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。) 拳銃等、銃砲弾、拳銃部品 爆発物
	10年以下	700万円以下	○		
110条	10年以下	1千万円以下 脱税額×10以下	○	関税ほ脱罪	児童ポルノ 知的財産侵害物品 不正競争防止法で輸入が規制されている物品 拳銃等以外の銃砲 その他の有税品 全ての輸出入物品
111条	5年以下	500万円以下	○	無許可輸出入罪、虚偽申告罪	児童ポルノ 知的財産侵害物品 不正競争防止法で輸入が規制されている物品 拳銃等以外の銃砲 その他の有税品 全ての輸出入物品 各罪の対象物品
112条	5年以下	500万円以下 脱税額×5以下	○	密輸品譲受等の罪(109条、109条の2、110条関係)	
	3年以下	300万円以下	○	密輸品譲受等の罪(111条関係)	
112条の2	1年以下	200万円以下		用途外使用罪	
113条	3年以下	300万円以下		不開港出入違反の罪	
113条の2	1年以下	200万円以下		特例申告書不提出の罪	
114条	1年以下	50万円以下		虚偽書類提出等の罪(各種手続違反)	
114条の2	1年以下	50万円以下		同上	
115条	1年以下	30万円以下		虚偽書類提出等の罪(各種手続違反)	
115条の2	1年以下	30万円以下		同上	
116条				重過失罪	
117条				両罰規定	
118条				没収・追徴規定	

(密輸
実質
犯犯)

(形
式
犯犯)

そ
の
他

(参照条文)

○関税法（昭和二十九年法律第六十一号）抄

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第六十七条（輸出又は輸入の許可）（第七十五条において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。）の許可を受けるべき貨物について当該許可を受けずに当該貨物を輸出（本邦から外国に向けて行う外国貨物（仮に陸揚げされた貨物を除く。）の積戻しを含む。次号及び次項において同じ。）し、又は輸入した者
- 二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽った申告若しくは証明をし、又は偽った書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者
- 2 第六十七条の申告又は検査に際し通関業者の偽った申告若しくは証明又は偽った書類の提出により貨物を輸出し、又は輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者についても、また前項の例による。
- 3 前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。
- 4 第一項又は第二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第百十二条 第八条の四第一項若しくは第二項（輸出してはならない貨物を輸出する罪）、第九条第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を輸入する罪）、第九条の二第一項若しくは第二項（輸入してはならない貨物を保税地域に置く等の罪）又は第十條第一項（関税を免れる等の罪）の犯罪に係る貨物について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせん（以下この条においてこれらの行為を「運搬等」という。）をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の犯罪に係る貨物についての第十條第一項の犯罪に係る関税又は関税の払戻しの額の五倍が五百万円を超える場合においては、情状により、前項の罰金は、五百万円を超え当該関税又は関税の払戻しの額の五倍に相当する金額以下とすることができる。
- 3 前条第一項の犯罪に係る貨物について情を知つて運搬等をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）抄

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

- 一 第二十五条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで特定技術の提供を目的とする取引をした者
 - 二 第二十五条第三項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで同項第一号に定める行為をした者
 - 三 第四十八条第二項の規定に基づく命令の規定による許可を受けないで貨物の輸出をした者
 - 四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者
 - 五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者
- 2 前項第二号（第二十五条第三項第一号イに係る部分に限る。）の未遂罪は、罰する。

○消費税法（昭和六十三年法律第八号）抄

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の行為により、消費税を免れ、又は保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税を免れようとした者
 - 二 偽りその他不正の行為により第五十二条第一項又は第五十三条第一項若しくは第二項の規定による還付を受けた者
- 2 前項第二号の罪の未遂（第五十二条第一項に規定する不足額の記載のある同項の申告書を提出した者に係るものに限る。）は、罰する。
- 3 前二項の犯罪に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ若しくは保税地域から引き取られる課税貨物に対する消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額が千万円を超える場合には、情状により、これらの規定の罰金は、千万円を超え当該消費税に相当する金額又は還付金に相当する金額以下とすることができる。
- 4 第一項第一号に規定するもののほか、第四十五条第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより消費税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 5 前項の犯罪に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに対する消費税に相当する金額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金は、五百万円を超え当該消費税に相当する金額以下とすることができる。

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）抄

（貨物割の脱税に関する罪）

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為によつて貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 2 前項の免れ、又は免れようとした税額が千万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額に相当する額以下の額とすることができる。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。
- 4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。
- 5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。